

# 感染拡大防止営業時間短縮協力金【第4弾】変更 飲食店等に対する協力金

県の要請に応じ時短営業に御協力頂いた飲食店等に対して支給する協力金について、下記のとおり変更します。

対象期間	対象地域	支給額	
		中小企業等	大企業
8/2(月)20時から8/31(火)24時までの全30日間	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市	87万円～285万円	600万円以内
8/4(水)20時から8/31(火)24時までの全28日間	まん延防止等重点措置区域の23市町※	82万円～270万円	560万円以内
	その他地域（茂木町、那珂川町）	70万円～210万円	
8/8(日)20時から8/31(火)24時までの全24日間	まん延防止等重点措置区域の23市町※	72万円～240万円	480万円以内
	その他区域（茂木町、那珂川町）	60万円～180万円	

【申請方法】 郵送又はインターネット

【受付期間】 8月12日（木）～10月15日（金） ただし、インターネットの受付は8月20日（金）から

※23市町 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市、鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町

【まん延防止等重点地域の注意事項】 **酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わないこと**  
 （8/8(日)からは、店舗又は店頭に新たに表示が必要です）

詳しくは、「協力金コールセンター」にお問い合わせください。

（受付時間） 9時から17時まで（土日、祝日含む） （電話番号） 028-651-3707